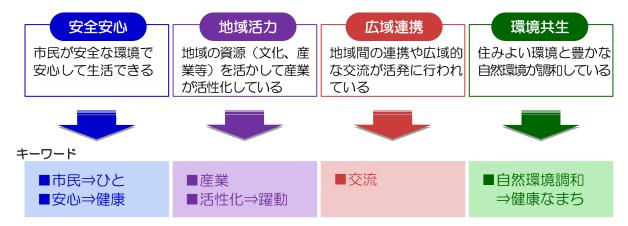
第3部 全体構想

第1章 都市の将来像

1. 将来都市像

将来都市像は、鹿屋市総合計画の目指す将来都市像に即するとともに、第2部で整理した 現況や4つの視点からの課題を踏まえ、定めます。



また、4つの視点から導き出されたキーワードと、総合計画の将来都市像が同じ要素を成 すことから総合計画と同一のものとします。

(#*****) ひと・まち・産業が躍動する 「健康・交流都市 かのや」

都市を構成するすべての要素である「ひと・まち・産業(農林水産業・工業・商業等)」が、 「鹿屋らしさ」を創出・発揮しながら、いきいきと躍動し、持続的に発展するまちを目指す ためには「ひと・まち・産業」の3つの要素のいずれもが、健康であることが必要です。

「ひと」が健康であるためには、豊かな自然と共生する環境の中で、安全で安心して快適 な生活を送ることができる健康な「まち」を創造することが必要です。そして、「ひと」、「ま ち」が健康であることで、本市が持つ歴史や観光、農産物や畜産物等の魅力的な資源を活か した地域の発展と市民の暮らしを支える健康な「産業」が生み出されます。

これら「ひと・まち・産業」が相互に関わり合いながら、市内外の活発な交流を促進する 「健康・交流都市」の実現を目指します。

2. 将来の都市のあるべき姿

将来都市像を実現するため、以下に示す将来の都市のあるべき姿(グランドデザイン)を 基に都市づくりを推進します。

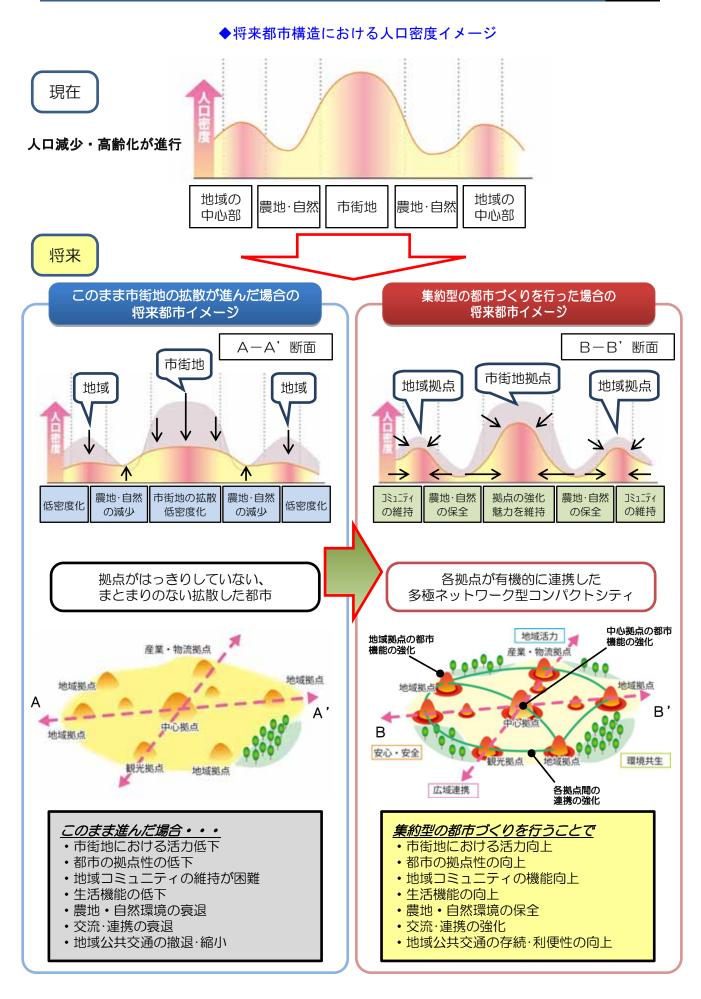
【グランドデザイン】

豊かな暮らしを実現する 多極ネットワーク型コンパクトシティ

活力ある鹿屋市を持続させるため、中心市街地に行政・商業・医療など高次な都市機能施設 が集積する拠点を維持・形成するとともに、輝北・串良・吾平をはじめ、高隈・花岡・大姶良 地区等の周辺地域に地域拠点等(総合支所・出張所・学校等を中心とした生活機能が集積した 場所)を形成し、それらが有機的に連携する多極ネットワーク型のコンパクトシティを目指し ます。

多極ネットワーク型コンパクトシティの実現にあたっては、都市構造を構成する要素(点・ 線・面)を組み合わせて、グランドデザインを描きます。

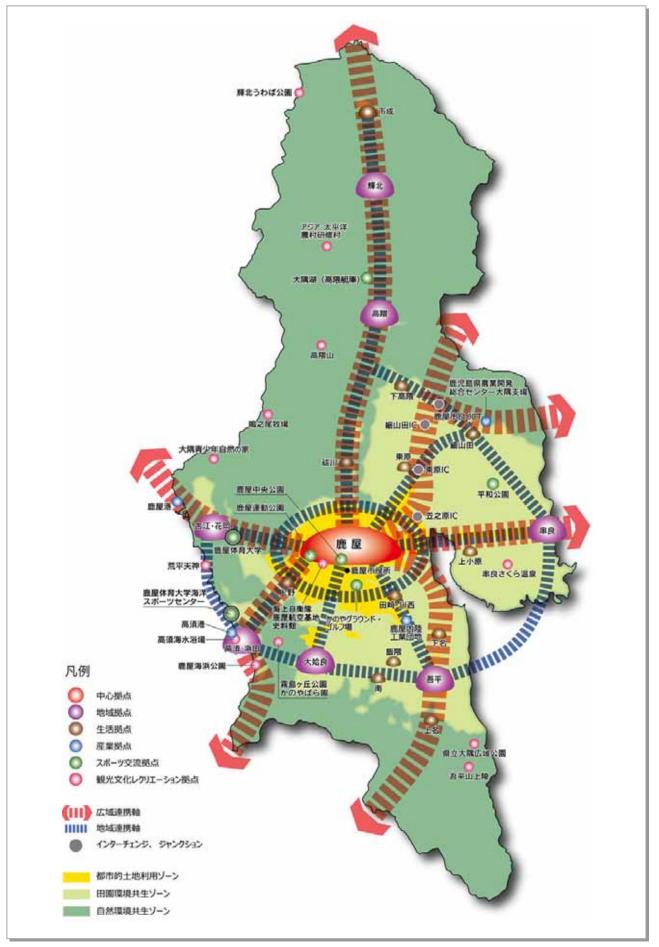
点 【拠 点】 線	 ・中心市街地や周辺地域に 必要な都市機能や生活機 能が集約した地区 ・観光や産業等、地域の特 性を活かした地区 ・拠点と拠点との交通を効 	◆将来都市構造イメージ ^{拠点}
【連携軸】 面 【ゾーン】	 果的に連携させる軸 ・多くの人が集まる都市的なゾーンや豊かな自然環境、営農環境を保全・活用するゾーン等、土地利用のあり方を示すおおまかな区分 	-



◆拠点の対象場所と機能

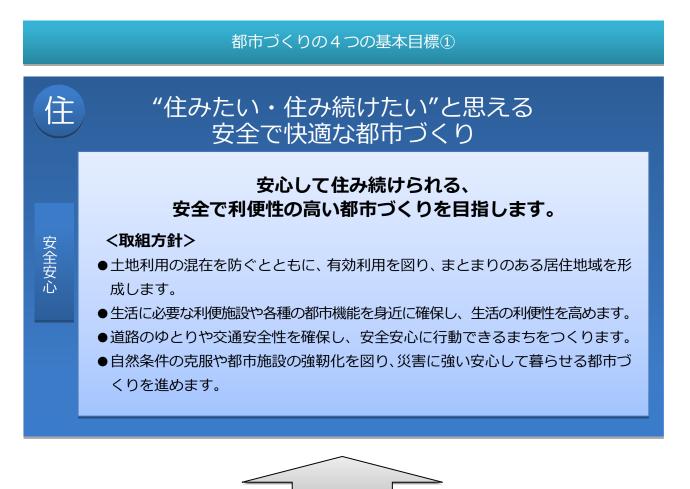
都市構造		対象場所	基本的な機能
点	中心拠点	寿、西原地域を含む中心市街地	行政施設や商業・業務施設、教 育・文化施設、医療施設、福祉 施設等の都市機能が集積し、市 全体の生活を支える拠点
	地域拠点	輝北、串良、吾平の各総合支所、高隈、 大姶良、高須、花岡の各出張所の周辺	各地域の中心として身近な生活 を支える生活利便施設が集積 し、周辺の生活拠点や集落の生 活を支える拠点
	生活拠点	市成出張所、田崎小学校、野里小学校、 祓川小学校、東原小学校、細山田小学校、 大黒小学校、上小原小学校、下名小学校、 西俣小学校、南小学校、鶴峰小学校等の 周辺	主に集落の中心として生活に必 要な食料品店、郵便局、公民館 等の生活利便施設が集積し、周 辺の集落の生活を支える拠点
拠点】	産業拠点	鹿屋内陸工業団地、鹿児島県農業開発総 合センター大隅支場、鹿屋港、高須港	鹿屋の産業や物流を支える拠点
	スポーツ 交流拠点	鹿屋中央公園、鹿屋運動公園、平和公園、 かのやグラウンド・ゴルフ場、大隅湖 (高 隈艇庫)、鹿屋体育大学、鹿屋体育大学海 洋スポーツセンター	市内外からの利用を含め、スポ ーツ交流振興に寄与する拠点
	観光文化レクリ エーション拠点	霧島ヶ丘公園・かのやばら園、輝北うわ ば公園、平和公園、県立大隅広域公園、 大隅青少年自然の家、アジア・太平洋農 村研修村、鹿屋海浜公園、高須海水浴場、 高隈山、鳴之尾牧場、荒平天神、吾平山 上陵、海上自衛隊鹿屋航空基地史料館、 串良さくら温泉	市民の健康に寄与し、多様なレ クリエーションの場を提供する とともに、鹿屋が持つシンボル (歴史・文化・観光要素)を保 全・活用する拠点
線【連携軸】	広域連携軸	東九州自動車道、大隅縦貫道、 国道 220 号、国道 269 号、国道 504 号	都市の骨格を形成し、広域的な 連携を支える軸
· 厉 軸 】	地域連携軸	県道高隈串良線、県道鹿屋高山串良線、 県道鹿屋吾平佐多線、県道鹿屋環状線 等の県道	地域間の交流連携を支える軸
面【ゾーン】	都市的土地利用 ゾーン	西原・寿地域を含む中心市街地とその周 辺に形成された郊外市街地	市民生活を支える多様な都市機 能を有する地域
	田園環境共生 ゾーン	田園、集落地	農業機能と生活機能が共生する 地域
	自然環境共生 ゾーン	山地や沿岸部、集落地等	山林、沿岸部等の自然環境と生 活機能が共生する地域

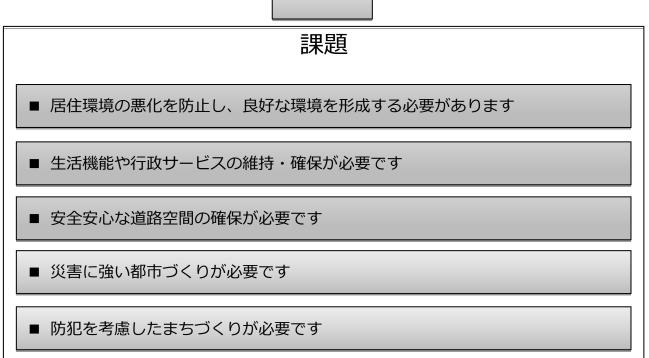
◆将来都市構造図



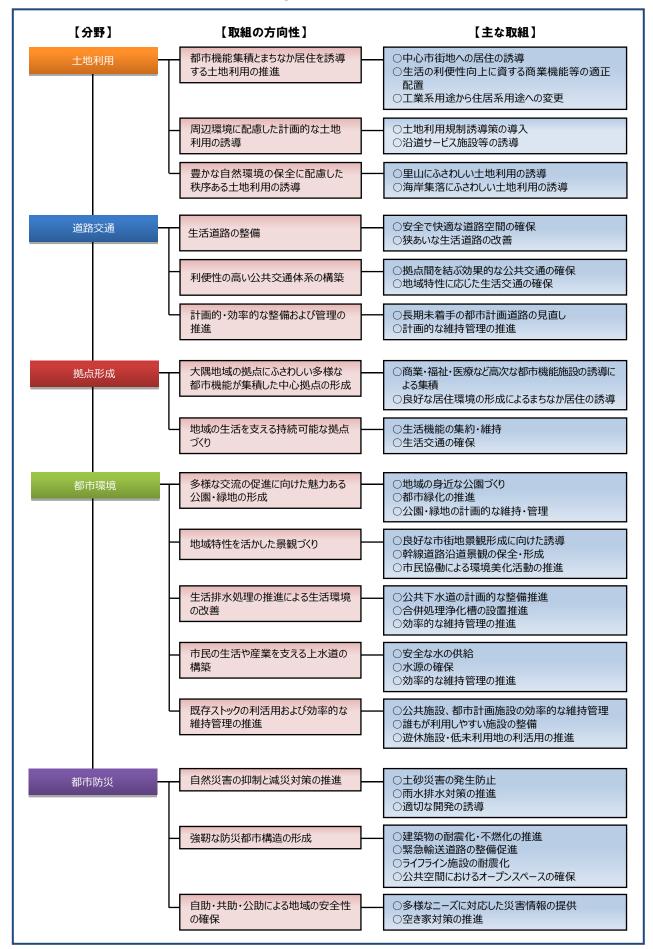
3. 都市づくりの基本目標

将来都市像と都市のあるべき姿(グランドデザイン)の実現に向けて、以下に示す4つの 基本目標を基に都市づくりを進めます。

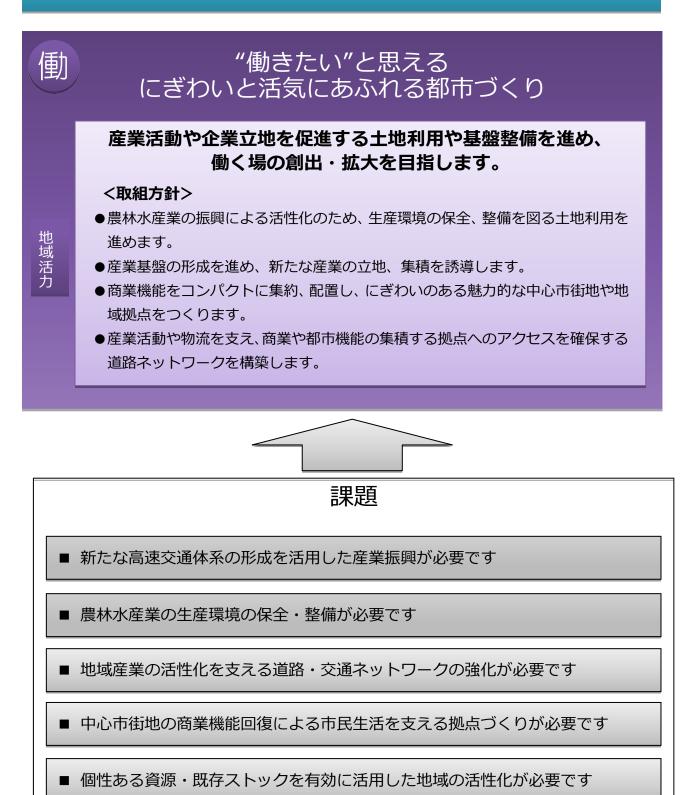




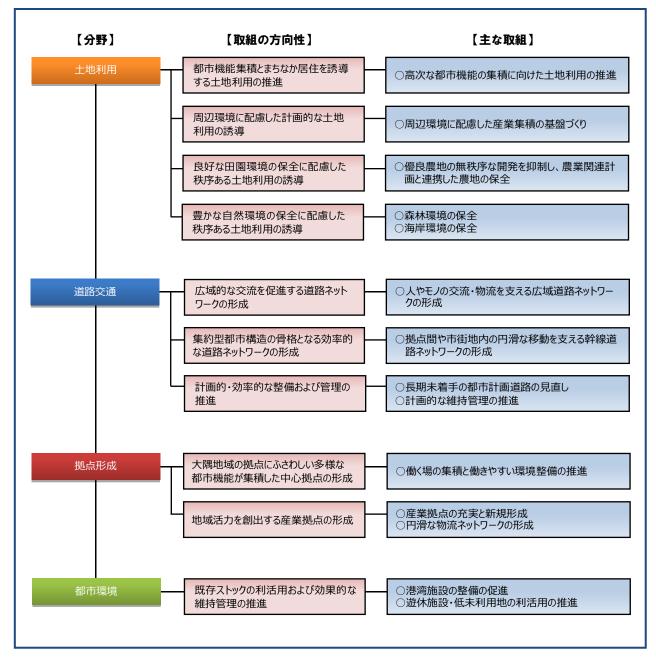
◆基本目標①に関連する取組の体系図



都市づくりの4つの基本目標②



◆基本目標②に関連する取組の体系図

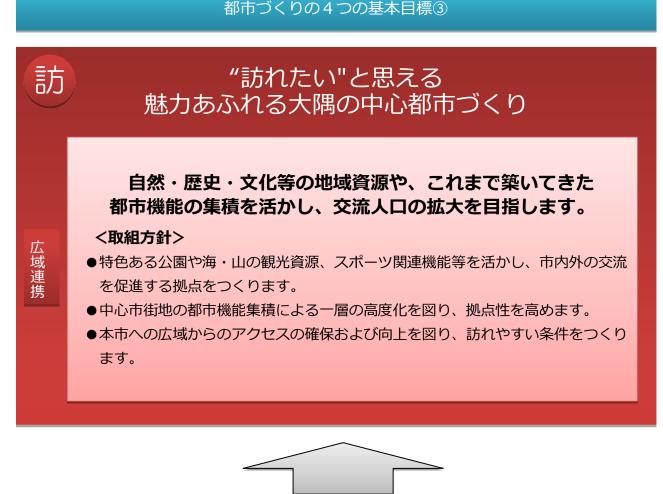


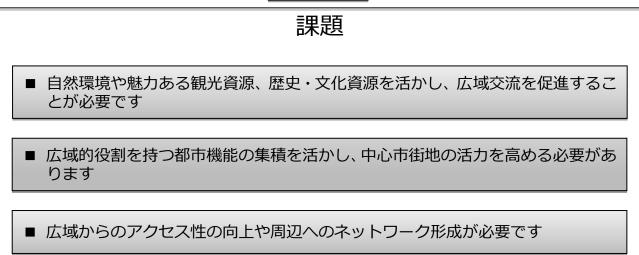


リナシティかのや

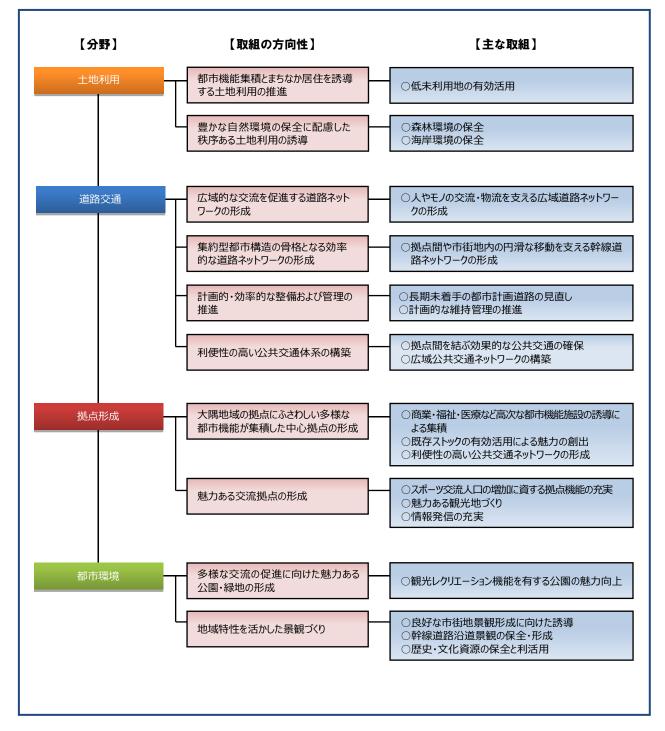


鹿屋内陸工業団地





◆基本目標③に関連する取組の体系図





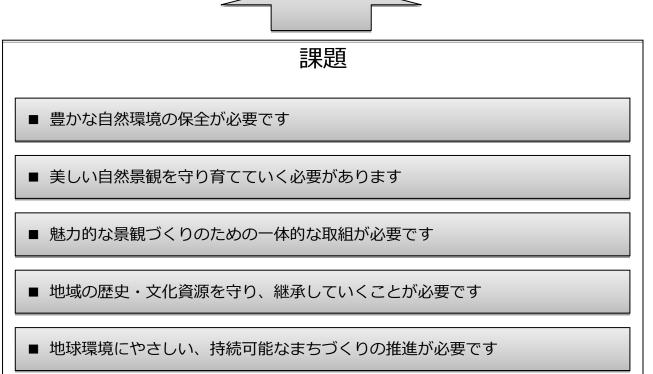
文化交流イベント(リナシティかのや)



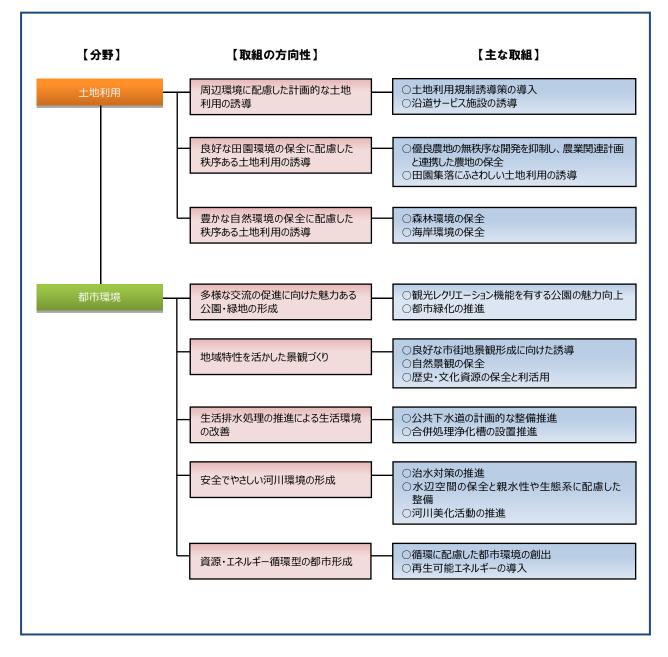
横尾岳のつつじ

<text><section-header><section-header>

都市づくりの4つの基本目標④



◆基本目標④に関連する取組の体系図





田園景観



森林景観

◆都市づくりの課題と全体構想の体系



第2章 分野別方針

都市の将来像の実現に向けて都市づくりを計画的に進めるため、都市計画の取組分野(土 地利用、道路・交通、拠点形成、都市環境、都市防災)ごとに、基本的な考え方や取組の方 向性を定めます。

1. 土地利用の方針

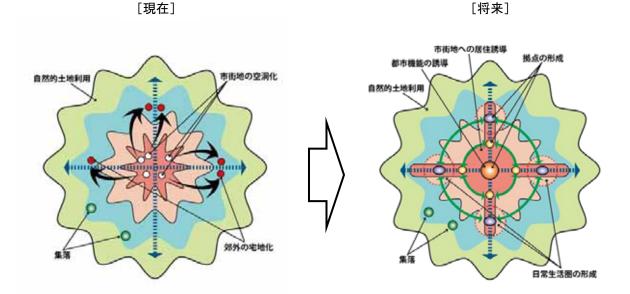
1) 基本的な考え方

中心市街地は、用途地域の指定による土地利用が図られています。しかし、近年は用途地 域周辺での宅地化が進む一方、中心市街地の空洞化が進んでいます。また、周辺に広がる農 業振興地域の一部では農地転用が進み、農地と宅地の混在により居住環境の悪化が懸念され ており、自然的土地利用と都市的土地利用の明確な誘導が求められています。

地域特性を活かした秩序ある土地利用

集約型の都市構造に向けた市街地形成を図るため、都市的活動を行う地域や農地をはじめ とする自然環境を保全する地域等、土地利用のあり方を明確に区分し、地域の特性を勘案し た土地利用規制・誘導策により、メリハリのある土地利用を図ります。

◆現在から将来にかけての土地利用方針の概念





2) 土地利用区分および配置方針

基本的な考え方に基づく土地利用を進めるため、将来都市構造のゾーンの考え方を基本に、 本市の特性を勘案した利用区分(エリア)を設定します。

◆利用区分別配置方針

将来都市構造	利用区分		配置方針
		専用住宅地	低中層の戸建て住宅を中心とする、ゆと りある良好な居住環境を形成します。
		住宅市街地	中高層の住宅を中心とする、密度の高い 住宅と一定程度の生活利便施設の立地を 許容する居住環境を形成します。
	中心市街地 エリア	沿道商業 • 業務地	商業・業務施設や医療施設等の都市機能 を誘導し、生活利便性の高い市街地を形 成します。
都市的 土地利用		市街地中心地	大隅地域の交通結節点である特性を活か し、広域圏を対象とする行政施設や商 業・業務施設、文化施設等の高次の都市 機能を集積し、にぎわいのある魅力的な 市街地を形成します。
ゾーン		工業 • 流通業務地	鹿屋内陸工業団地を中心に工業・流通業 務施設の誘導を図り、周辺の居住環境と 調和する市街地を形成します。
		郊外住宅地	一団となって形成された住宅地において、土 地利用のあり方を明確にし、地域の特性を勘 案した土地利用規制・誘導策により、秩序あ る土地利用を図ります。
	郊外市街地 エリア	郊外沿道 商業・業務地	国道220号バイパス等の周辺地において、 土地利用の規制により、商業・業務施設 の適正な立地を誘導します。
		郊外工業 • 流通業務地	交通の利便性の高い立地を活かし、新た な産業活動を見据えた土地利用を誘導し ます。
田園環境 共生ゾーン	田園環境共生エリア		良好な田園環境と居住環境が共生する秩 序ある土地利用を誘導します。
自然環境	森林環境共生エリア		豊かな森林環境に配慮した秩序ある土地 利用を誘導します。
共生ゾーン	海岸環境共生エリア		美しい海岸環境と漁港集落が共生する秩 序ある土地利用を誘導します。

3) 取組の方向性

①都市的土地利用ゾーン

用途地域が指定されている中心市街地エリアおよびその周辺で現在市街化が進展している 郊外市街地エリアを、将来的に一体的な都市的土地利用を図るゾーンとして位置づけ、それ にふさわしい居住機能および都市機能の誘導や環境整備を進めます。

中心市街地エリア

≪取組の方向性≫

■都市機能集積とまちなか居住を誘導する土地利用の推進

市民生活を支える多様な都市機能を有し、多くの人が集まり住む地域として、土地の 有効・高度利用と居住環境の向上を図ります。

≪主な取組≫

◆ 高次な都市機能の集積に向けた土地利用の推進

中心市街地では、広域圏を対象とする行政 施設や商業・業務施設、文化施設等の高次の 都市機能を誘導し、鹿屋・大隅地域の拠点に ふさわしい土地利用を図ります。



市街地中心地

◆ 中心市街地への居住の誘導

用途地域内への住宅開発や建設活動の誘 導、促進を図り、中心市街地にふさわしい土 地の有効利用がなされた密度の高い市街地 の形成を図ります。



専用住宅地・住宅市街地

◆ 生活の利便性向上に資する商業機能等の 適正配置

生活利便性の高い暮らしやすい居住環境 の形成に向けて、市街地内の幹線道路沿道に 商業機能等の立地を誘導するための土地利 用を図ります。



沿道商業·業務地

◆ 工業系用途から住居系用途への変更

工業系用途地域においては、現状を踏まえ つつ土地利用の区分を明確にし、住宅地と商 業・業務地や工業地等が棲み分けられた、良 好な環境の市街地を形成します。



工業系用途地域(準工業地域)

◆ 低未利用地の有効活用

市街地内の利用されるべき土地であるにもかかわらず、長期にわたり利用されていない空き地等は、空き地バンク制度の導入等により有効活用を図ります。

郊外市街地エリア

≪取組の方向性≫

■周辺環境に配慮した計画的な土地利用の誘導

現在、郊外市街地エリアは、都市計画法による土地利用規制が緩いことから、土地利 用規制・誘導策や計画的な都市施設整備と一体となった土地利用を検討し、秩序ある都 市的土地利用を誘導します。

≪主な取組≫

◆ 土地利用規制誘導策の導入

郊外市街地エリアに形成された住宅地においては、土地利用のあり方を明確にし、地 域の特性を勘案した土地利用規制・誘導策により、秩序ある土地利用を図ります。

◆ 沿道サービス施設の誘導

中心市街地エリア内へ商業施設等を集積・誘 導する観点から、郊外市街地エリアの国道220 号バイパス等の沿道では、店舗の規模等に配慮 した沿道サービス施設等の誘導を図ります。

◆ 周辺環境に配慮した産業集積の基盤づくり

東原・笠之原インターチェンジ周辺では土地 利用規制・誘導策を検討し、交通利便性の高い 立地を活かすとともに、周辺の良好な田園環境 に配慮した産業集積の基盤づくりを行います。



国道 220 号バイパス



大隅縦貫道東原インターチェンジ周辺

② 田園環境共生ゾーン

≪取組の方向性≫

■良好な田園環境の保全に配慮した秩序ある土地利用の誘導

田園環境と生活環境が調和し、共生した土地利用の保全・誘導を図る地域づくりを行います。

≪主な取組≫

◆優良農地の無秩序な開発を抑制し、農業関連計画と連携した農地の保全

新たな土地利用制度の導入等により、農地 での無秩序な開発を抑制し、農業関連計画と 整合を図りながら基幹産業である農業の生 産の場となる田園環境の保全を図ります。



田園環境

◆ 田園集落にふさわしい土地利用の誘導

新たな土地利用制度の導入等による田園 集落にふさわしい土地利用の誘導を図りま す。



田園集落

③ 自然環境共生ゾーン

≪取組の方向性≫

■豊かな自然環境の保全に配慮した秩序ある土地利用の誘導

森林や海辺の自然環境と集落環境が調和・共生する地域づくりを行います。

≪主な取組≫

森林環境共生エリア

◆ 森林環境の保全

高隈山系等、本市に広がる豊かな森林での 開発を抑制するため、森林関連計画と整合を 図りながら新たな土地利用制度の導入等に よる森林環境の保全を図ります。



森林環境

◆ 里山にふさわしい土地利用の誘導

新たな土地利用制度の導入等による里山 集落にふさわしい土地利用の誘導を図りま す。



森林と里山集落

海岸環境共生エリア

◆ 海岸環境の保全

鹿児島湾に面した海岸部での開発を抑制 するため、関連計画と整合を図りながら新た な土地利用制度の導入等による海岸環境の 保全を図ります。



高須海水浴場

◆ 海岸集落にふさわしい土地利用の誘導

新たな土地利用制度の導入等による海岸 集落にふさわしい土地利用の誘導を図りま す。



海岸集落

④ 市の一体的な都市計画

≪取組の方向性≫

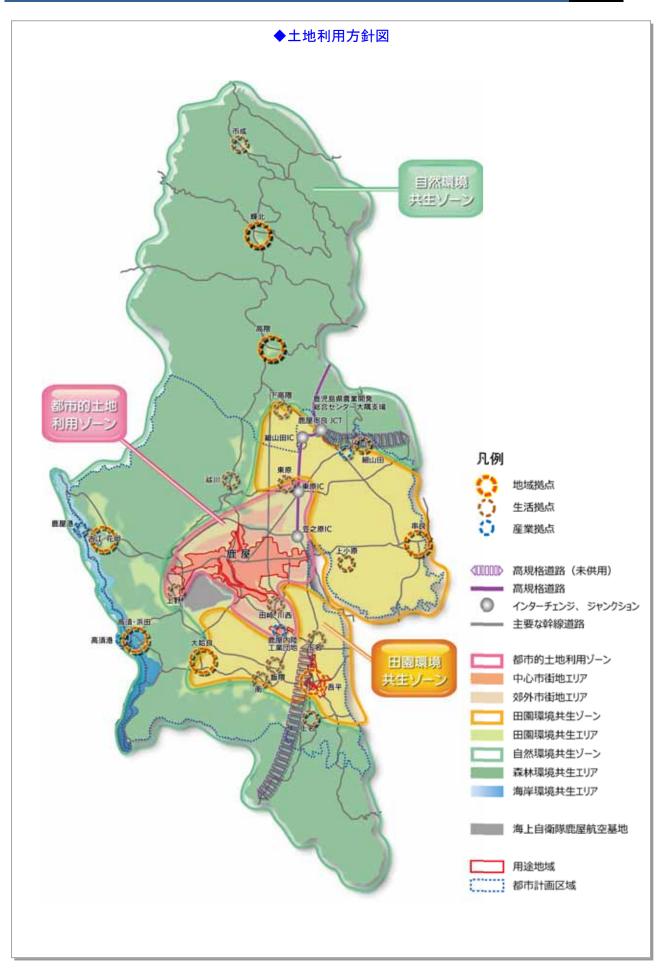
■一体的な都市計画による都市づくりの推進

市域の一体的な発展のため、都市計画区域の再編を図ります。

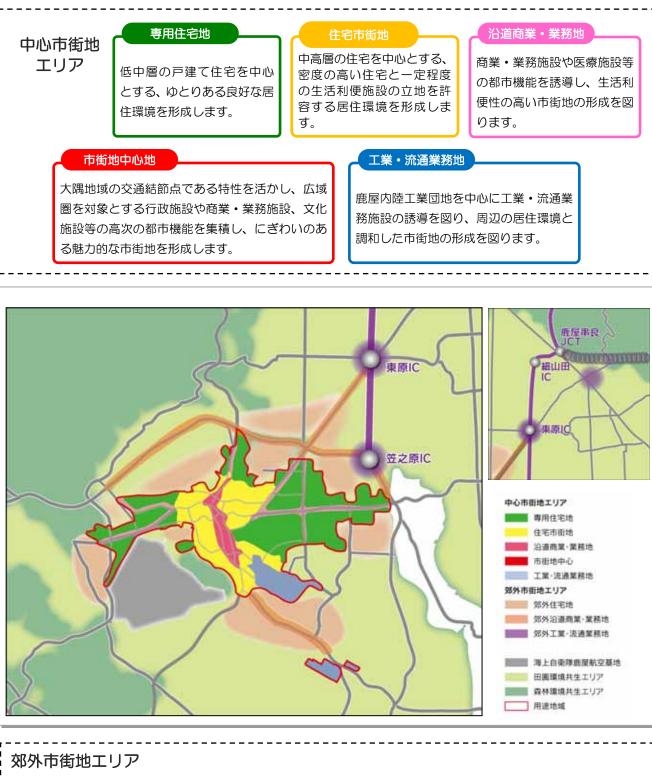
≪主な取組≫

◆ 都市計画区域の再編

現在、本市に3つある都市計画区域について、一体的な都市づくりを推進するため、 区域の統合・見直しを図ります。



◆詳細利用区分ごとの土地利用方針



郊外住宅地

ー団となって形成された住宅地 において、土地利用のあり方を 明確にし、地域の特性を勘案し た土地利用規制・誘導策により、 秩序ある土地利用を図ります。

郊外沿道商業・業務地

国道 220 号バイパス等の周辺 地において、土地利用の規制に より、商業・業務施設の適正な 立地を誘導します。

郊外工業・流通業務地

交通の利便性の高い立地を活か し、新たな産業活動を見据えた 土地利用を誘導します。

2. 道路・交通の方針

基本的な考え方

本市では、東九州自動車道や大隅縦貫道など、広域的な交流や地域間の連携を支える幹線 道路の整備が進められています。また、市街地内の円滑な都市活動を支える道路整備も進み つつあります。

このような中、大隅地域の中心として更なる地域経済の浮揚を図るとともに、拠点間の連 携を更に強化するため、都市活動の基盤となり、多極ネットワーク型都市構造を支える幹線 道路の整備が求められています。

一方、公共交通においては、これまで、市民生活の移動手段として路線バスの維持・確保 のほか、コミュニティバスや直行バスの導入を行ってきました。

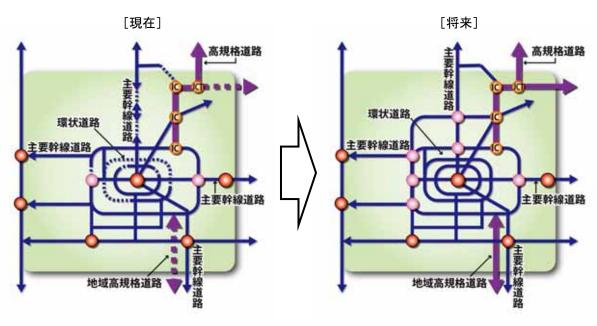
今後、本格的な人口減少・高齢化が進行していく中、車移動が困難な人や地域が増えるこ とが懸念されることから、誰もが利用しやすい、利便性の高い生活交通手段の確保が求めら れています。

多極ネットワーク型都市構造を支える道路・交通ネットワークの形成

多極ネットワーク型コンパクトシティの形成に向けて、広域的な交流や拠点間の連携を支 える効果的な道路ネットワークを構築するとともに、市街地内の円滑な移動を支える道路・ 環境の形成を図ります。

また、誰もが安心して利用できる道路空間を確保するとともに、住宅地や集落における生 活道路の安全確保を図ります。

一方、交通手段として、広域的な利用も含め利便性の高い公共交通ネットワークの形成を 図ります。



◆現在から将来にかけての道路・交通の概念

2) 取組対象の区分

道路・交通ネットワークのあり方について、次の4つの取組対象に区分し、取組の方向性 と主な取組を掲げます。

①道路ネットワークの形成

・広域連携軸

・地域連携軸

②市街地内の効率的な道路整備

③生活道路の整備

④公共交通サービスの確保

◆道路の取組対象区分

将来都市 構造分類	段階構成区分	位置付け	道路種別およびその例
広域連携軸	高規格道路	広域的な移動と交流・連携を支える	高規格幹線道路(東九州自動車道)
			地域高規格道路(大隅縦貫道)
	主要幹線道路	各拠点間の移動と交流・連携を支え 都市の骨格形成の役割を担う	国道(国道 220 号、国道 504 号等)
			県道(高隈串良線等の主要地方道)
	都市幹線道路	主要幹線を補完しつつ拠点と地域 内の集落間の交流・連携を支え、市 街地形成の役割を担う	県道 (鹿屋環状線等)
			都市計画道路 (寿大通線等)
_	生活道路	拠点と住区周辺集落の移動を支え る役割を担う	市道

3) 取組の方向性



広域連携軸

≪取組の方向性≫

■広域的な交流を促進する道路ネットワークの形成

本市と周辺都市等を結ぶ高規格道路や国道等の主要幹線道路の整備を促進し、広域的な交流・連携の強化を図ります。

≪主な取組≫

◆ 人やモノの交流・物流を支える広域道路ネットワークの形成

産業や観光振興に対して大きな影響をもたらす東九州自動車道および大隅縦貫道の早 期完成を目指し、整備を推進します。



東九州自動車道



大隅縦貫道

地域連携軸

≪取組の方向性≫

■集約型都市構造の骨格となる効率的な道路ネットワークの形成

市域内の各地域・拠点を結ぶ国道や県道および都市計画道路等で構成される主要幹線 道路・都市幹線道路の体系的なネットワークの形成に向けて、整備を推進します。

≪主な取組≫

◆ 拠点間や市街地内の円滑な移動を支える 幹線道路ネットワークの形成

拠点間を円滑に連絡し、地域や拠点内の快 適な移動を支える連続性のある幹線道路ネ ットワークの形成を図ります。



国道 504 号



国道 220 号古江バイパス

◆整備促進箇所



県道高隈串良線

箇所番号	道 路 名(都市計画道路)
1	東九州自動車道
2	大隅縦貫道
3、4、5	国道 504 号
6	国道 220 号古江バイパス
7	県道鹿屋環状線
8、9	県道高隈串良線
10	県道高隈内ヶ迫線
(1)	県道永吉高須線
12	県道下高隈川東線(3・3・15 寿大通線)
(13)	県道鹿屋高山串良線(3・4・2 吾平東西線)

※箇所番号は後に記載する「道路の方針図 (P.69)」内の番号

② 市街地内の効率的な道路整備

≪取組の方向性≫

■計画的・効率的な整備および管理の推進

市街地内の円滑な移動を確保するため、地域特性や土地利用状況等を勘案し、既存道 路を有効に活用する等、効果的かつ効率的な道路ネットワークの形成を図ります。

≪主な取組≫

◆ 長期未着手の都市計画道路の見直し

長期未着手の都市計画道路は、地域特性や 土地利用状況を勘案し、計画の見直しを行い ます。



都市計画道路 3•3•15 寿大通線

箇所番号	都市計画道路名	道路名
12	3・3・15 寿大通線	県道下高隈川東線
13	3・4・2 吾平東西線	県道鹿屋高山串良線
14	3・6・3 鹿屋南北線	国道 504 号、県道鹿屋吾平佐多線、県道田渕 田崎線、市道樋渡外園線、市道外園大薗線
15	3・4・17 札元打馬線	市道郷之原札元線、市道尾曲線
(16)	3・4・2 昭栄札元線	国道 269 号、市道昭栄寿線
(17)	3・4・14 田崎寿線	市道新川原1号線、市道田崎寿線
18	3・6・8 古前城線	市道古前城線
19	3・5・11 文化線	一(新設道路)
20	3・5・1 本通線	国道 269 号、市道西原中央線
21)	3・4・13 西郷之原線	県道鹿屋環状線
22	3・3・12 笠之原―里山線	国道 220 号
23	3・4・1 吾平山陵公園線	県道鹿屋吾平佐多線、県道折生野神野吾平 線、市道川西線
24	3・4・3 吾平中央通線	県道鹿屋吾平佐多線、市道出口宮前線

◆長期未着手の都市計画道路

※箇所番号は後に記載する道路の方針図内の番号。都市計画道路には、上記のような路線の一部が含まれる。

◆ 計画的な維持管理の推進

橋梁やトンネル等の道路施設等については、長寿命化計画の策定を行い、計画的・効率的な維持管理を推進します。また、除草伐採や植樹管理等、市民協働による維持管理 を推進します。

③ 生活道路の整備

≪取組の方向性≫

■生活道路の整備

市街地内の住宅地や集落における生活道路の安全性・快適性を確保するため、道路拡幅やバリアフリー化を推進します。

≪主な取組≫

◆ 安全で快適な道路空間の確保

誰もが安全で快適に通行できるように歩道 のバリアフリー化や安全な道路空間の確保等 を推進します。



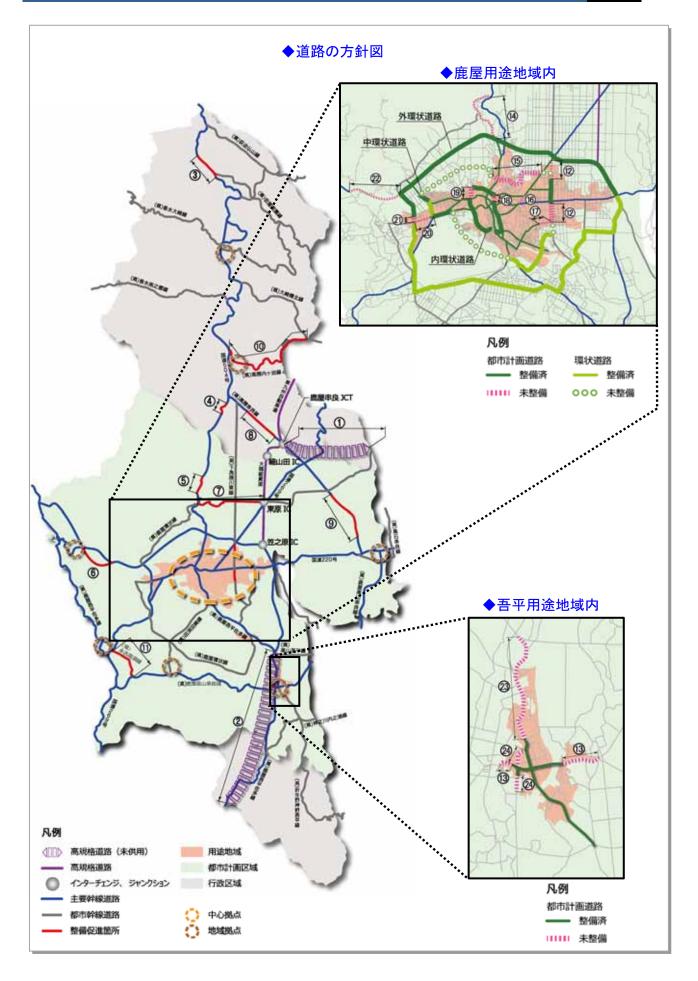
生活道路

◆ 狭あいな生活道路の改善

狭あいな生活道路については、車の離合や 緊急自動車の通行が可能となるよう、拡幅整 備を推進します。



狭あい道路の改善



④ 公共交通サービスの確保

≪取組の方向性≫

■利便性の高い公共交通体系の構築

高齢化の進行に対応した生活交通手段の確保として、特に、拠点(中心拠点、地域拠 点、生活拠点)へのアクセスのために公共交通の確保が欠かせないことから、地域公共 交通網形成計画に基づき、既存の路線バスやコミュニティバスの充実と地域の状況に応 じたきめ細かな交通サービスの導入を図り、利便性の高い公共交通体系を構築します。

≪主な取組≫

◆ 拠点間を結ぶ効果的な公共交通の確保

誰もが利用しやすい、拠点間を結ぶ公共交通 の維持・確保を図ります。

◆ 地域特性に応じた生活交通の確保

拠点や集落間の生活利便性を補完しあう効果 的な公共交通体系のあり方を検討し、コミュニ ティバスのサービス見直し等により、誰もが利 用しやすい生活交通の確保を図ります。

◆ 広域公共交通ネットワークの構築

関係市町との調整を行いながら、大隅地 域を中心とした広域公共交通ネットワーク の構築を図ります。



コミュニティバス(くるりんバス)



※パス停留所は国土数値情報(H22)のデータをH28庁内資料を基に加工

3. 拠点形成の方針

1) 基本的な考え方

本市には、広域的役割を持つ高次の都市機能が集積している中心市街地と、郊外・山間部 に総合支所や小学校等を中心とする生活圏が形成されています。また、多くの企業が立地す る工業団地や観光レクリエーション機能を有する霧島ヶ丘公園や平和公園など、拠点となる 多様な施設が整備されています。

今後、人口減少・高齢化が進む中、中心市街地では、郊外への市街地の拡散や空洞化によ る魅力の喪失やにぎわいの低下が、また、郊外・山間部においても、商店などの身近な生活 機能が減少し、地域や集落での生活が困難な状況が生じることにより、人口流出など地域の 衰退が懸念されています。

このような中、多様な特性を有する個々の拠点性を高め、魅力を創出するとともに、各拠 点の連携による市域全体の活性化を図る都市づくりが求められています。

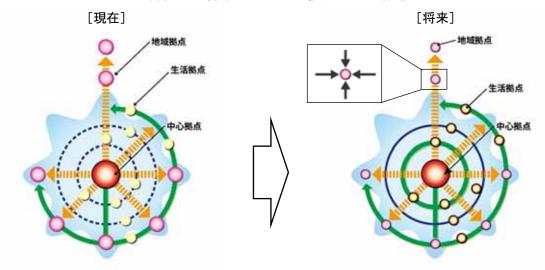
役割に応じた機能を集積し、地域の活力を支える拠点の形成

多極ネットワーク型コンパクトシティの都市構造において、拠点として位置づけている、 中心拠点・地域拠点・生活拠点・産業拠点・スポーツ交流拠点、および観光文化レクリエー ション拠点は、それぞれの役割に応じて、広域的な都市機能、地域を支える生活機能、広域 利用を含めた交流機能等の充実を図るとともに、拠点へのアクセス性の向上や回遊ネットワ ークの形成により連携を強化し、均衡ある都市の発展を推進します。

2) 取組対象の区分

多極ネットワーク型コンパクトシティを構成する拠点について、次の6つに区分し、拠点 形成の取組の方向性と主な取組を掲げます。

- ①中心拠点
- ②地域拠点
- ③生活拠点
- ④産業拠点
- ⑤スポーツ交流拠点
- ⑥観光文化レクリエーション拠点



◆現在から将来にかけての拠点形成の概念

◆拠点の種別区分と拠点における施設例

種類	基本的な機能	施設例
中心拠点	行政施設や商業・業務施設、教 育・文化施設、医療施設、福祉 施設等の都市機能が集積し、市 全体の生活を支える拠点	市役所、大型ショッピングセンター、 銀行、郵便局、教育・文化施設、総合 病院、福祉施設 等
地域拠点	各地域の中心として身近な生活を 支える生活利便施設が集積し、周 辺の生活拠点や集落の生活を支え る拠点	行政窓口、スーパーマーケット、銀行、 郵便局、診療所、公民館 等
生活拠点	主に集落の中心として生活に必 要な食料品店、郵便局、公民館 等の生活利便施設が集積し、周 辺の集落の生活を支える拠点	小学校、食料品店、郵便局、公民館 等
産業拠点	鹿屋の産業や物流を支える拠点	工業団地、工場適地、流通団地、港湾、 産業開発支援施設 等
スポーツ交流拠点	市内外からの利用を含め、スポ ーツ交流振興に寄与する拠点	スポーツ交流機能を有する公園 広域利用に供するスポーツ関連施設
観光文化レクリ エーション拠点	市民の健康に寄与し、多様なレ クリエーションの場を提供する とともに、鹿屋が持つシンボル (歴史・文化・観光要素)を保 全・活用する拠点	観光・文化・レクリエーション機能を 有し広域利用に供する公園、景勝地、 温泉 等

3) 取組の方向性

① 中心拠点

≪取組の方向性≫

■大隅地域の拠点にふさわしい多様な都市機能が集積した中心拠点の形成

市内はもとより大隅地域の中心地としての役割を担っている中心市街地においては、 広域的な行政、商業、医療等、高次の都市機能の集積を活かし、さらなる都市機能の充 実・強化を図り、活力ある中心拠点を形成します。

また、都市機能が集積する利便性の高さを活かし、中心拠点に居住機能や働く場の集 積を進め、にぎわいのある都市づくりを図ります。

≪主な取組≫

◆ 商業・福祉・医療など高次な都市機能施設の誘導による集積

商業・福祉・医療等の各施設が相互に連携することにより、機能の向上、相乗効果が 見込まれるエリアに、これらの機能の立地を誘導する区域の設定および導入促進策を検 討し、高次の都市機能の利便を享受できる中心拠点の形成を図ります。





リナシティかのや

鹿屋医療センター

◆ 良好な居住環境の形成によるまちなか居住の誘導

安全・安心な居住環境の形成とともに、買い物、子育て、医療・福祉、就業、円滑な 移動等、多様な都市機能の集積と利便性を一層高め、良好な居住環境の形成を図り、ま ちなかへの居住を推進します。

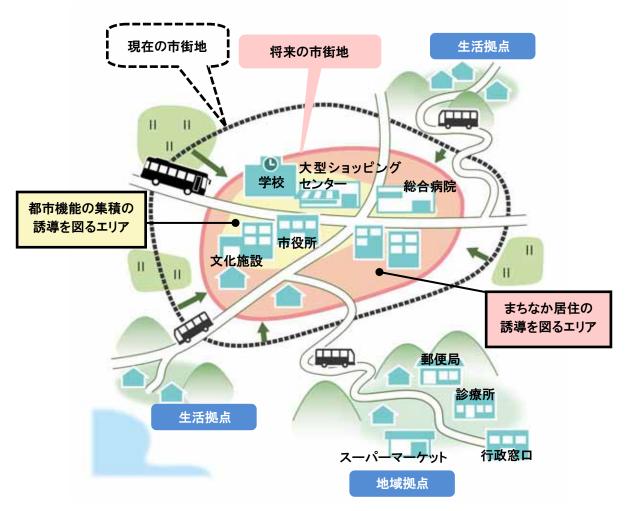
◆ 既存ストックの有効活用による魅力の創出

既存建物のリノベーションやリフォームによる機能や価値を向上するとともに、空き 地の有効活用による都市機能の集積を図り、魅力ある拠点の形成を図ります。 ◆ 働く場の集積と働きやすい環境整備の推進

商業・業務施設等の集積を図るとともに、円滑な移動を確保する道路・交通の整備を 推進し、職・育・住近接型の良好な市街地環境の形成を図ります。

◆ 利便性の高い公共交通ネットワークの形成

拠点内の主要な施設間のアクセス性を高める公共交通ネットワークの形成を図ります。



◆中心拠点形成のイメージ図

② 地域拠点 および ③ 生活拠点

≪取組の方向性≫

■地域の生活を支える持続可能な拠点づくり

人口減少と高齢化が一段と進んでいる郊外・山間部においては、地域の中心的な機能 をもつ施設を有効に活用する「小さな拠点」づくりを推進し、生活利便施設を維持・確 保し、持続可能な地域づくりを図ります。

≪主な取組≫

◆ 生活機能の集約・維持

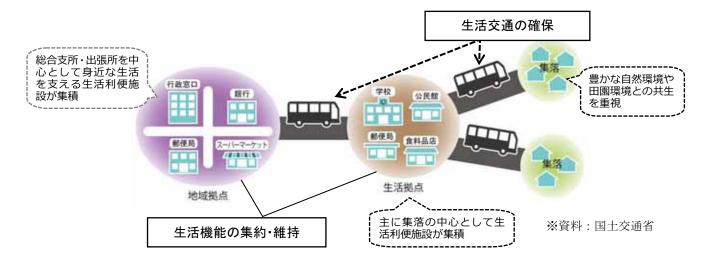
地域拠点では、総合支所・出張所を中心に、郵便局、医療・商業施設等の生活利便施 設を集約し、身近な生活機能の維持・充実を図ります。

また、生活拠点では、小学校等を中心に公民館や商店等の生活利便施設を活かし、身 近な生活機能の維持・確保を図ります。

◆ 生活交通の確保

生活拠点や周辺の集落においては、不足する生活機能を近隣の地域拠点や中心拠点で 補完ができるよう、路線バスやコミュニティバスの充実を図るとともに、地域特性に応 じた生活交通の確保を図ります。

◆地域拠点・生活拠点形成のイメージ図

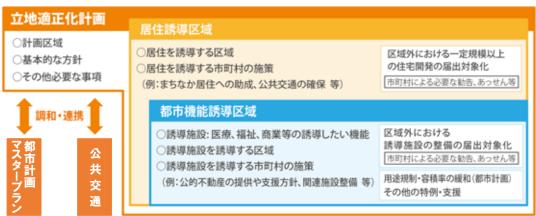


※立地適正化計画について

立地適正化計画は、平成26年8月に都市再生特別措置法が一部改正により、創設され た制度です。既存ストックの利活用を図りながら、居住、医療・福祉、商業等の都市機 能を誘導し、道路や公共交通のネットワークの充実を図ることによって、効率的で持続 可能な都市づくりを推進するための計画です。

本市の場合、これまで示した多様な都市機能が集積した中心拠点の形成、地域の生活 を支える持続可能な拠点づくりを目指す「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を実 現する上での具体的な計画となり、居住を誘導する区域、都市機能を誘導する区域を明 確化するものとなります。

立地適正化計画に記載する内容および区域設定のイメージ図を以下に示します。



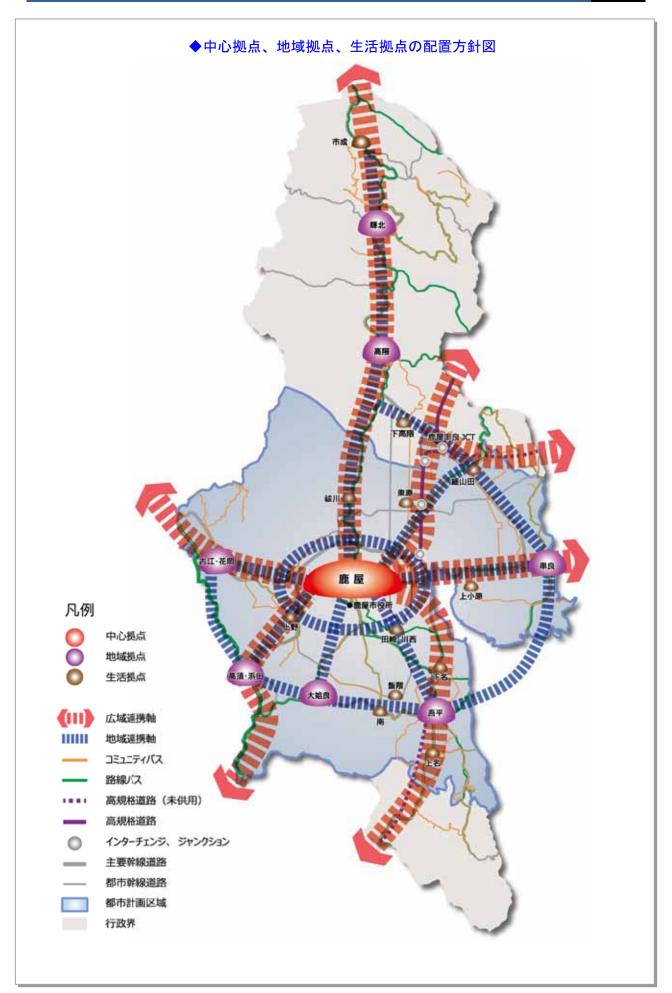
◆立地適正化計画に記載する内容

※資料:国土交通省

◆立地適正化計画における区域設定のイメージ



※資料:国土交通省



④ 産業拠点

≪取組の方向性≫

■地域活力を創出する産業拠点の形成

本市の発展を支える地域活力の向上に向け、高速交通機能を活かし、産業活動を支える生産基盤の整備や充実、関連産業の集積および高度化を促進させ、新たな雇用の場の 創出や地域産業の活性化を図ります。

≪主な取組≫

◆ 産業拠点の充実と新規形成

農林水産業振興の拠点である鹿児島県農 業開発総合センター大隅支場の利活用や鹿 屋港等の機能向上を図ります。

製造業や物流業等の拠点である工業団地 や既存の工場適地に企業立地を誘導します。 また、交通の利便性が高い笠之原インターチ ェンジ、東原インターチェンジ周辺や地域6 次産業化の原料生産地付近を新たな産業集 積拠点の候補地として位置づけ、企業が進出 しやすい立地環境・集積基盤を形成し、新た な雇用創出、産業振興を図ります。

◆ 円滑な物流ネットワークの形成

インターチェンジまでのアクセス性の向 上を図るなど、円滑な物流・産業活動を支え る道路交通基盤づくりを推進します。



笠之原インターチェンジ周辺



鹿児島県農業開発総合センター大隅支場 (鹿児島県大隅加工技術研究センター)



鹿屋内陸工業団地



東原インターチェンジ周辺

⑤ スポーツ交流拠点 および ⑥ 観光文化レクリエーション拠点

≪取組の方向性≫

■魅力ある交流拠点の形成

市内外の多様な交流を推進する拠点として、スポーツ交流拠点、観光文化レクリエー ション拠点を位置づけ、それぞれの特性を活かし伸ばす機能の充実や、拠点周辺を一体 として捉えた良好な環境形成を図ります。

≪主な取組≫

◆ スポーツ交流人口の増加に資する拠点機 能の充実

スポーツ交流拠点におけるスポーツ機能 の充実を図るとともに、類似施設の重複を見 直し、特色あるスポーツ関係施設を効果的に 配置することにより、機能の分担や特性の強 化を図り、スポーツ利用の増加による交流人 口の拡大を図ります。



鹿屋体育大学

◆ 魅力ある観光地づくり

霧島ヶ丘公園や輝北うわば公園、平和公園、 吾平山上陵等については、観光交流機能の充実 による魅力の向上や回遊ネットワークの強化 等により、誘客の促進を図ります。



観光文化レクリエーション拠点、スポーツ 交流拠点の機能や魅力に関する情報を広く 内外へ発信し、誘客の促進を図ります。



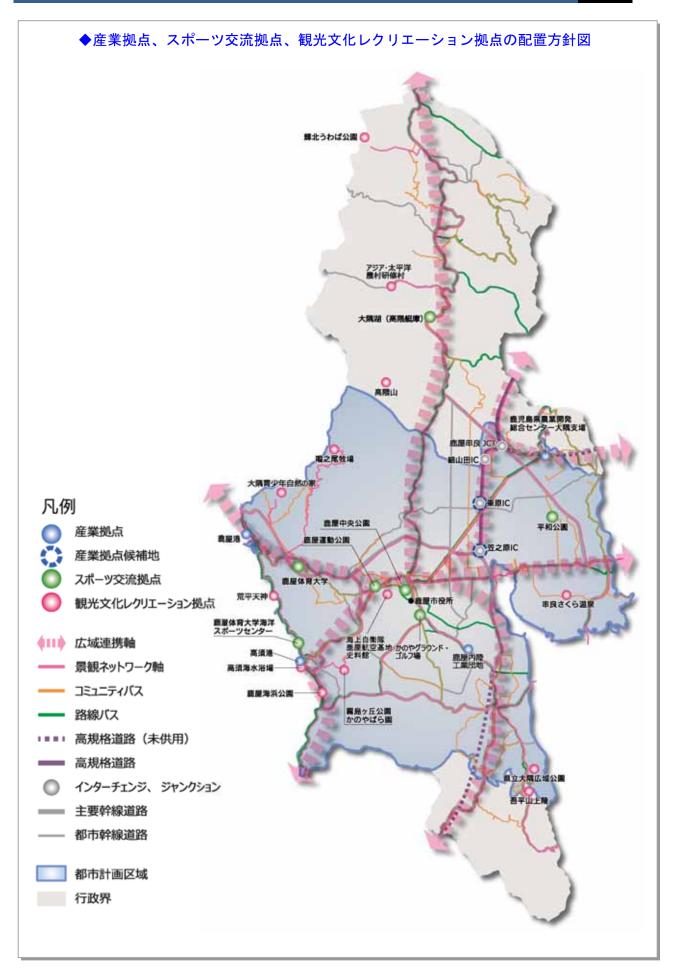
輝北うわば公園



吾平山上陵



平和公園



1.都市環境の方針

基本的な考え方

本市には、身近な憩いの場となる公園や豊かな自然環境、個性ある景観など多くの地域資 源が存在します。また、公共用水域の水質浄化や公共施設への再生可能エネルギーの導入な ど、環境に優しい都市づくりに取り組んでいます。

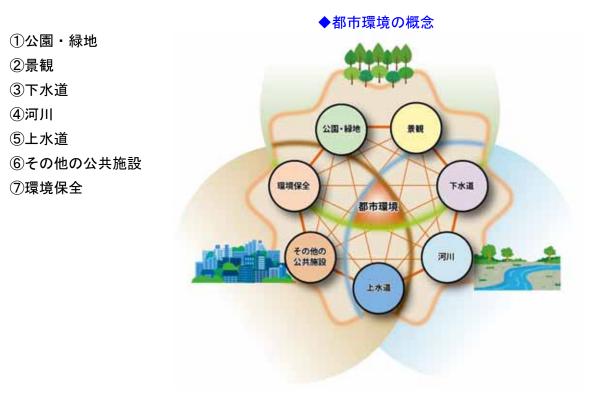
このような中、今後も市民が安全で快適な生活を送るため、環境に優しい都市づくりを進め、魅力的な地域資源を次世代に引き継ぐことが求められています。また、地球温暖化をはじめとする様々な環境問題が顕在化する中、ごみの減量やリサイクルによる資源化、二酸化炭素排出量の削減など、環境への負荷を低減する循環型および低炭素型の都市づくりへ向けた取組が求められています。

自然環境と共生した美しい都市づくりの推進

安全で快適な市民生活を確保し、自然環境と共生する都市づくりを推進するため、公園・ 緑地、下水道、河川等の計画的な整備や維持管理を推進するとともに、地域の特性を活かし た良好な景観形成を図ります。また、資源・エネルギー循環型の都市づくりや、生活しやす いコンパクトな都市構造の実現により、二酸化炭素等の排出を抑えた低炭素型の持続可能な 都市形成を図ります。

2) 取組対象の区分

自然環境と共生する、清潔で美しい都市づくりに向けた取組を次の7つに区分し、取組の 方向性と主な取組を掲げます。



3) 取組の方向性と主な取組

① 公園・緑地

≪取組の方向性≫

■多様な交流の促進に向けた魅力ある公園・緑地の形成

市民の憩いや交流の場として利用され、地域に潤いを創出する空間となっている公 園・緑地の整備・確保を図ります。特に、市内外から多くの人が訪れる観光レクリエー ション機能を有する公園については、魅力の向上と機能の充実を図り、多様な交流を促 進します。

≪主な取組≫

◆ 観光レクリエーション機能を有する公園の魅力向上

霧島ヶ丘公園や輝北うわば公園、平和公園、吾平山上陵等については、観光レクリエー ション機能の充実により、魅力の向上を図ります。

◆ 地域の身近な公園づくり

地域住民等の必要性に応じて、白崎谷砂防 事業の跡地の活用など、地域資源を活かした 公園の整備を推進します。

また、都市計画決定後、長期未着手となっ ている都市計画公園は、都市の変化や地域特 性を勘案し、計画の見直しを行います。

◆ 都市緑化の推進

街路樹やばら等による幹線道路沿道植栽 とともに、住宅や民間事業所の敷地内緑化を 推進します。

◆ 公園・緑地の計画的な維持・管理

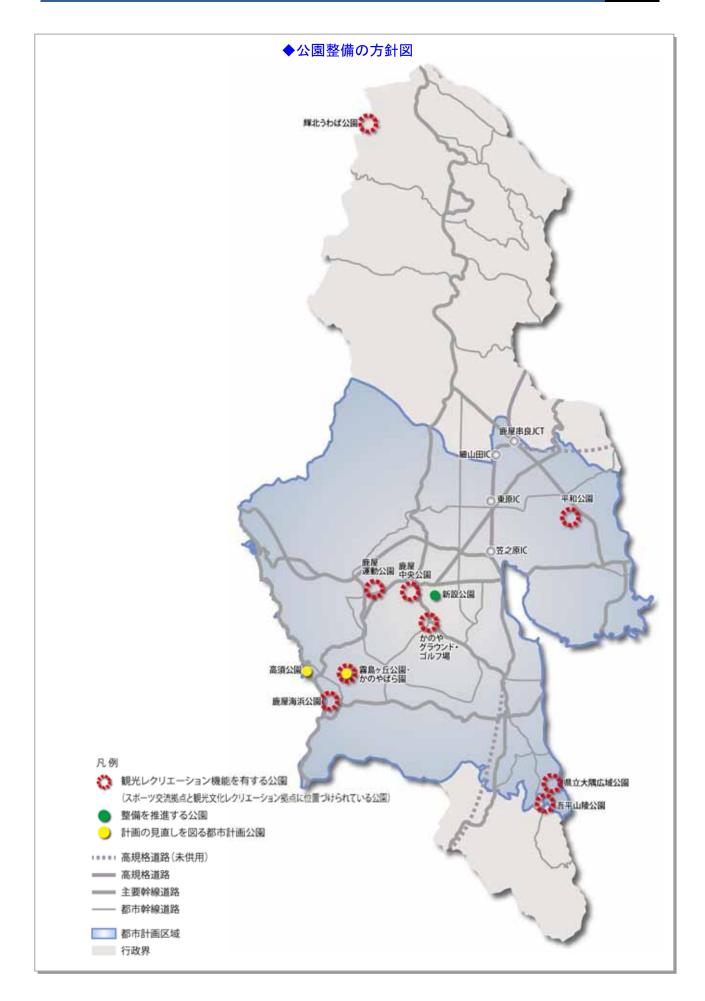
市民が公園・緑地を安全に利用できるよう、 長寿命化計画等に基づく効率的な維持管理 を行っていきます。また、身近な公園の清 掃・除草など、市民がボランティア活動に参 加する自主的な愛護活動を推奨していきま す。



パークヒルズ鹿屋1号公園



幹線道路の沿道植栽



2 景観

≪取組の方向性≫

■地域特性を活かした景観づくり

本市の豊かな自然や田園、歴史、文化資源を活かした個性ある景観を保全するととも に、良好な市街地景観を保全・創出するなど、地域の特性を活かした景観形成を図りま す。

≪主な取組≫

◆良好な市街地景観形成に向けた誘導

市街地景観に影響を及ぼす可能性のある 建築物の建築や工作物の建設、開発等に関す る行為について、一定のルールに基づく誘導 を行い、市街地景観の保全を図ります。



市街地景観

◆ 幹線道路沿道景観の保全・形成

主要な幹線道路を景観ネットワーク軸と して位置づけ、沿道景観を損なう恐れのある 屋外広告物について、適正な掲出などの誘導 により良好なまちなみ景観を創出します。ま た、街路樹、花壇の設置等による沿道植栽を 推進します。



幹線道路沿道景観

◆ 田園景観の保全

市内各地域に広がる農地と集落等が織り なす田園景観は、市民の原風景とも言えるも のです。土地利用や産業振興等の施策と連携 しながら、無秩序な開発の抑制を図り、良好 な田園景観を保全します。



田園景観

◆ 自然景観の保全

本市が有する山並みや海岸線、河川等、良 好な自然環境を景観資源として位置づけ、保 全を図ります。また、市民や観光客が触れら れる魅力的な観光資源として活用を図りま す。



自然景観

◆ 歴史・文化資源の保全と利活用

後世に戦争を伝える戦跡や市内に点在す る史跡などの歴史・文化資源については、地 域固有の景観要素として、市民協働により保 全・利活用を図ります。



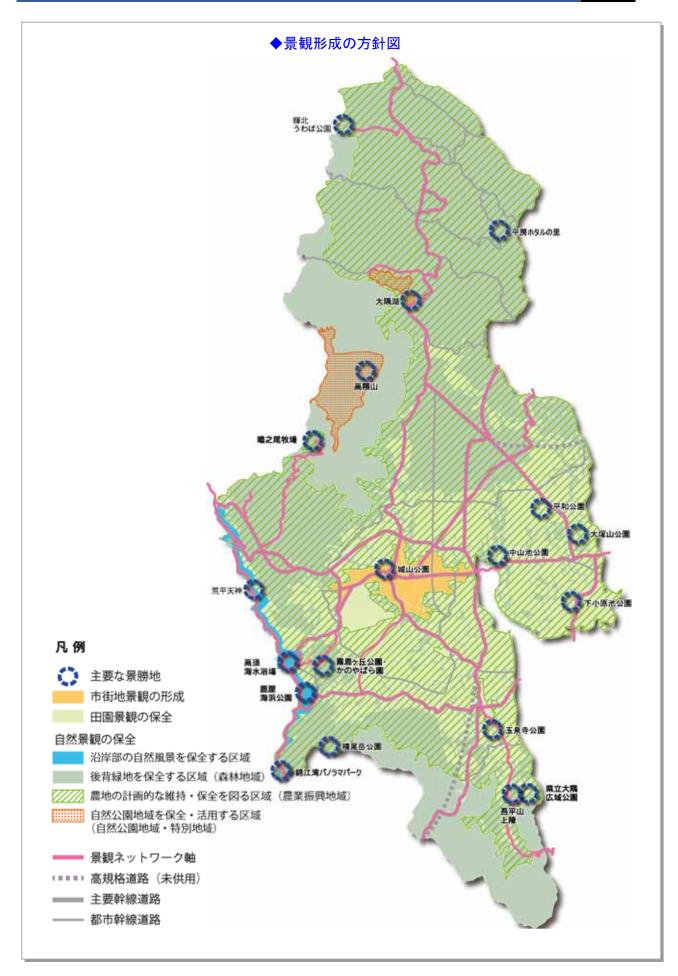
川東掩体壕

◆市民協働による環境美化活動の推進

市民協働により、幹線道路の沿道における ばら等の植栽や清掃活動等、良好な景観形成 に向けた環境美化活動を推進します。



環境美化活動



③ 下水道

≪取組の方向性≫

■生活排水処理の推進による生活環境の改善

河川、水路等、公共用水域の水質浄化や生活環境の向上を図るため、公共下水道事業の推進や農業集落排水施設の適正管理、合併処理浄化槽の設置促進等による生活排水処 理対策を進めます。

≪主な取組≫

◆ 公共下水道の計画的な整備推進

公共下水道事業整備計画区域の計画的な整備を推進します。

◆ 合併処理浄化槽の設置推進

公共下水道・農業集落排水事業区域外においては、合併処理浄化槽の設置を推進します。

◆ 効率的な維持管理の推進

汚水管や終末処理場などは、長寿命化計画に基づく効率的な維持管理を推進します。

④ 河川

■安全でやさしい河川環境の形成

都市の浸水・冠水被害を軽減するため、市街地内の雨水排水対策や河川の治水対策を 進めるとともに、都市の快適性を確保する空間として、人や生態系等に配慮した、安心 して利用できる水辺環境の形成を推進します。

≪主な取組≫

◆ 治水対策の推進

水害などの自然災害を防止するため、河川 改修、シラス堤の強化等を推進し、大雨など による河川の氾濫を防止します。



肝属川(護岸整備された河川)

◆ 水辺空間の保全と親水性や生態系に配慮 した整備

良好な水辺空間を保全するとともに、水に 親しめる水辺環境づくりや生態系に配慮し た河川整備を進め、利活用を促進します。

◆ 河川美化活動の推進

市民協働による身近な河川の清掃活動等、 良好な都市環境形成に向けた河川美化活動 を推進します。

肝属川クリーン作戦

≪取組の方向性≫

⑤ 上水道

■市民の生活や産業を支える上水道の構築

市民が安心して都市生活を送り、産業活動を支えるため、安定的な水の供給を進めます。

≪主な取組≫

◆ 安全な水の供給

安全で衛生的な水質を有する水道水を供給するため、最善な浄水方法等により、おいし く飲める水と安定した給水を確保します。

◆ 水源の確保

配水池の計画的な新設・増設や安定的な水量および良質な水質を有する水源の確保等 により、いつでもどこでも安定した生活用水の供給を図ります。



和田井堰公園



◆ 効率的な維持管理の推進

水道管や配水池などは、水道ビジョンに基づく効率的な維持管理を推進します。

⑥その他の公共施設

≪取組の方向性≫

■既存ストックの利活用および効率的な維持管理の推進

公共施設や都市計画施設について、計画的な維持管理が行われない場合は、予期せぬ 不具合等の発生によるサービスの低下が懸念されます。壊れたら補修するといった事後 的な維持管理から、劣化が進行する前の定期的点検・診断の実施など、計画的で予防的 な維持管理への転換を進め、建替え時期の延伸を図ります。また、利用者の安全性を確 保し、少子高齢化に対応するため、重要な施設から耐震化を推進するとともに、誰もが 利用しやすい施設の整備を推進します。

≪主な取組≫

◆ 公共施設、都市計画施設の効率的な維持管理

学校等の教育・文化施設や市営住宅、肝属 地区清掃センター等の公共施設は、公共施設 等総合管理計画や長寿命化計画等に基づき、 計画的な維持管理を推進します。



肝属地区清掃センター

◆ 誰もが利用しやすい施設の整備

公共施設については、高齢者や障がい者等の利用に配慮したバリアフリー化をはじめ としたユニバーサルデザインの導入を推進します。

◆ 港湾施設の整備の促進

鹿屋港の防波堤やけい留施設等の整備を促 進し、港の安全および機能の向上を図ります。



鹿屋港

◆ 遊休施設・低未利用地の利活用の推進

本市が所有する学校跡地等の遊休施設については、民間への譲渡を含む利活用を推進します。その他、民間が所有する空き地、空き店舗等の利活用を推進します。

⑦ 環境保全

≪取組の方向性≫

■資源・エネルギー循環型の都市形成

資源・エネルギーの循環を進めるとともに、道路交通の円滑化や公共交通の利用促進 によるエネルギー消費の削減に努め、循環型および低炭素型の都市形成の推進による持 続可能なまちづくりを図ります。

≪主な取組≫

◆ 循環に配慮した都市環境の創出

都市活動に伴い発生する廃棄物について は、その発生の抑制に努めるとともに、再使 用や再生利用、適正な処分に努めます。また、 健全な水循環の確保とともに、雨水の貯留や 浸透性を勘案した総合的な対策を推進しま す。



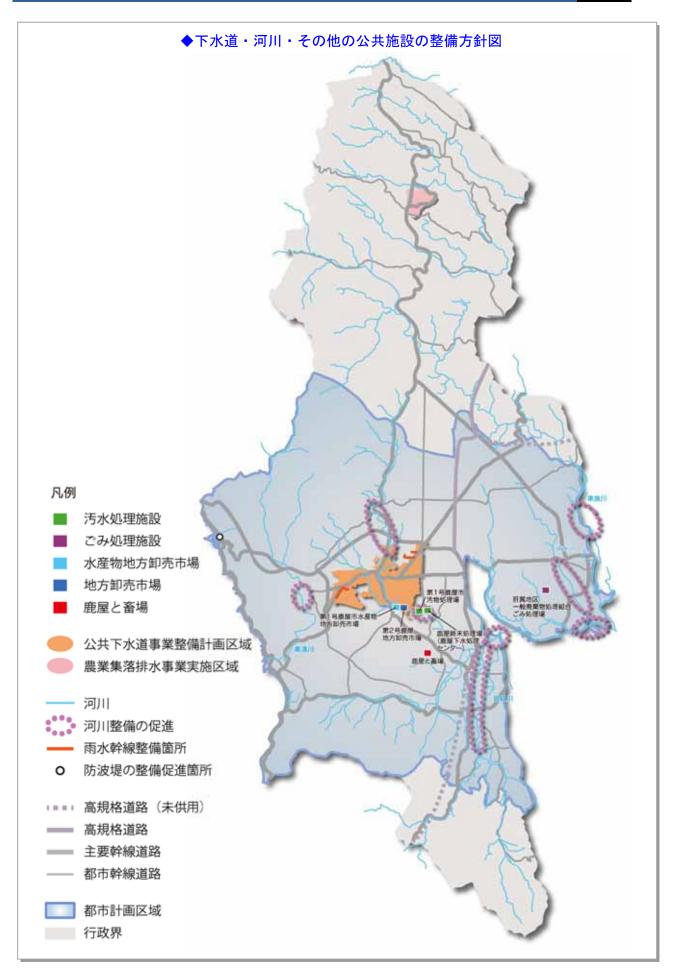
緑のカーテン

◆ 再生可能エネルギーの導入

公共施設への再生可能エネルギー設備の 導入等を図り、環境負荷の少ない環境に優し いまちづくりを行います。



太陽光発電(吾平総合支所)



2. 都市防災の方針

1) 基本的な考え方

本市は、台風の常襲地帯に位置するとともに、シラス質の土壌であるなど、災害が発生しやすい環境にあります。

また、大きな津波による被害をもたらした東日本大震災をはじめ、局地的な豪雨による河川 の氾濫や大規模な土砂崩れ等の近年の災害は、人的・物的両面において被害の甚大化が懸念さ れています。

こうした大規模災害に対する危機意識の高まりから、災害に強い都市づくりが求められています。

安心して住み続けられる、安全で災害に強い都市づくり

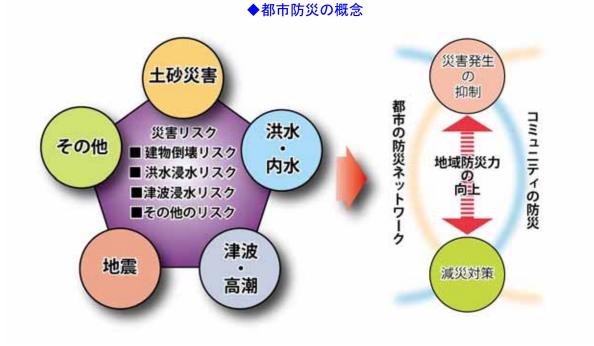
災害に強い都市づくりに向けて、治山・治水対策等の充実による自然災害の抑制や被害軽 減対策の推進、建築物の耐震化・不燃化等の推進による都市施設・市街地の強靭化、大規模 災害等の不測の事態に備えた緊急輸送道路等の基盤づくり、および空き家対策等による地域 の防災・防犯環境の向上を図ります。

2) 取組対象の区分

災害に強い都市づくりに向けた取組を次の3つに区分し、取組の方向性と主な取組を掲げ ます。

①自然災害の抑制・被害軽減対策の推進
 ②強靭な都市施設・市街地の整備

③地域の防災力・防犯環境の向上



3) 取組の方向性

① 自然災害の抑制・被害軽減対策の推進

≪取組の方向性≫

■自然災害の抑制と減災対策の推進

本市は、地形・地質条件から、山地災害、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の斜面 崩壊、農地災害等の被害が予想され、さらに集中豪雨による浸水被害や海岸部での高潮 による被害も懸念されます。

自然災害の発生を未然に防止するため、土砂災害等の防止対策の推進や適切な開発の 誘導を図り、被害の軽減を図ります。

≪主な取組≫

◆ 土砂災害の発生防止

急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流等の 土砂災害の危険性が高い区域での被害発生を抑 制するため、防護施設の整備や家屋の移転を推進 します。



急傾斜地崩壊危険箇所

◆ 雨水排水対策の推進

近年、多発している集中豪雨等による宅地浸水や道路冠水被害の軽減に向けて、下水 道雨水幹線等の計画的な整備とともに調整池の設置等による雨水流出の抑制を図ります。

◆ 適切な開発の誘導

安全で災害に強い都市づくりに向けて、地盤沈下や崖崩れ、出水その他による災害を 防止するため、また、開発区域内に土砂災害危険区域などが含まれないようにするため、 都市計画法や鹿屋市土地利用対策要綱等に基づき、適切な開発の誘導を図ります。

② 強靭な都市施設・市街地の整備

≪取組の方向性≫

■強靭な防災都市構造の形成

自然災・火災による被害を軽減するため、建築物の耐震化や不燃化、避難施設の整備 等を図り、強靭な防災都市構造の形成を推進します。

≪主な取組≫

◆ 建築物の耐震化・不燃化の推進

災害発生時において防災活動や避難の拠点となる公共施設の安全性を確保するため、 施設の耐震化・不燃化の推進とともに、防災施設および設備の整備を図ります。また、 店舗や医療施設、住宅等の建築物においても耐震改修や建築基準法に基づく 22 条区域の 見直し等による不燃化を推進します。

◆ 緊急輸送道路の整備促進

災害発生直後から緊急輸送を円滑に行うために、緊急輸送道路に指定された道路の整 備を関係機関と連携して推進します。

◆ ライフライン施設の耐震化

上下水道施設等の耐震化を推進します。

◆ 公共空間におけるオープンスペースの確保

災害時の避難場所や延焼遮断帯の役割を担う公園や道路等のオープンスペースを確保 し、市民生活の安全性の向上を図ります。







都市計画道路健康プラザ通線

③ 地域の防災力・防犯環境の向上

≪取組の方向性≫

■自助・共助・公助による地域の安全性の確保

災害から市民の生命と財産、生活を守るためには、日頃から市民一人ひとりが防災意 識を高めるとともに、地域住民による共助や行政による公助の連携体制を構築すること が重要です。地域の共助による防災力の向上は、地域の犯罪抑止力にもつながります。

また、各地域で増えている空き家は、不審火による火災発生や犯罪の場となる恐れが あるため、市民と行政が共有すべき地域の課題として捉え、安全対策を推進します。

≪主な取組≫

◆ 多様なニーズに対応した災害情報の提供

災害時において、迅速かつ正確な情報を市 民や事業者等に伝える通信基盤の整備を促進 します。



防災行政無線戸別受信機

◆ 空き家対策の推進

空家対策特別措置法による空き家の適正な管理の指導や、法令の適正な運用等により、 防災・防犯環境の向上を図ります。

